

大阪市水道局告示第35号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年6月17日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社大河	大阪市平野区加美北9丁目4番44号	令和6年 5月31日
株式会社アクアライフサー ビス	大阪府豊中市宮山町2丁目21番4号	
武田設備	大阪府交野市星田北3丁目31番1号	
株式会社エスプラント	大阪市旭区中宮3丁目8番16号	
株式会社向井組	大阪府泉佐野市南中安松1681番地の2	
株式会社辻尾設備	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町2丁目664番 地	
株式会社大西設備	大阪市鶴見区諸口5丁目2番地47号	
株式会社中の島商会	兵庫県尼崎市上坂部2丁目6番10号	
布江田住設	大阪市都島区友渚町3丁目4番22ー811 号	

（水道局工務部給水課）